

## 市広報板掲示物の取扱いについて

### 【掲示物に関する取扱い】

- ① 掲示物の大きさはA 3サイズ以内とすること。
- ② 掲示物の数については、広報板 1 基につき 1 枚とすること。
- ③ 掲示期間は一箇月以内とする。ただし、10月と11月の繁忙期については20日以内とする。

### 【掲示する際の取扱い】

- ① 他の掲示物とのバランスを考え配置よく掲示すること。
- ② 掲示物がいっぱいの場合は、重ね貼りはせず掲示をしないこと。
- ③ 掲示の際には、押ピン・画鋏を持参すること。
- ④ 掲示期間の終了した掲示物は速やかに撤去を行うこと。

### 【その他取扱い】

- ① 市の事業等優先的な掲示が必要となったときは、撤去することがあります。
- ② **〇〇〇自治会掲示板** のプレートが付いている広報板については対象ではありませんので、掲示しないでください。